記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付」とあるのは「取引年月日その他の日付」と、「日付又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「「日付」とあるのは「「取引年月日その他の日付」と、同条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号並びに第六項中「法第四条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項」と、同条第三項、第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第三条第五項第四号中「事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であって、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。）」とあるのは「事項」と、同項第六号ニ及び同条第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第五項第七号中「同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付」とあるのは「同号中「輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付」」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）」とあるのは「三年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において